

その時、あなたの家は安全ですか？

耐震助成制度が使い易くなりました！



地震に対して、絶対に壊れない建物はありません。しかし、倒壊しにくい建物にはできます。



和光市では、耐震診断・耐震改修をされる方にその費用の一部を助成します。

＜木造住宅の簡易耐震改修に対しても助成を開始しました。＞

耐震性能の一定以上の向上が見込める改修工事

一階部分の寝室等の補強工事

耐震シェルター等を一階部分の寝室等に設置する工事

＜受領委任払を選択できるようになりました＞

助成金相当額を市から直接業者に支払う委任払を選択できます。

＜補強設計・工事監理を行う建築士事務所を自由に選べます＞

耐震診断助成の際の建築士事務所以外が補強設計・工事監理を行う耐震改修に対しても助成を行うこととしました。

＜ご注意ください＞

適合通知書の交付を受けてから業者と契約してください。

＜緊急輸送道路等に隣接する住宅は助成額が1.5倍になりました＞

緊急輸送道路、避難路及び避難所に隣接し、震災によって倒壊した場合にこれらを閉塞するおそれのある住宅に対して、診断及び改修の助成額を1.5倍まで引き上げました。

＜申請時期について、ご協力をお願いします＞

毎年5月～12月の間で申請していただけるようお願いいたします。

より多くの人に助成を行うため、国から市への補助金を最大限活用するためのお願いです。

5月～12月の間で、多くの申請をお待ちしています。

耐震診断の助成

- 建築確認を取得して昭和56年5月31日以前に着工された建築物
- 対象者は、住宅の所有者又は管理を行う団体(管理組合)
- 建築士事務所の耐震診断を受けること。

建築物の用途・条件	助成金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震診断費用の2/3又は5万円のいずれか少ない額
緊急輸送道路等の沿道住宅	耐震診断費用の相当額又は7万5千円のいずれか少ない額
避難行動要支援者の方が居住者に含まれる場合	耐震診断費用の相当額又は10万円のいずれか少ない額
緊急輸送道路等の沿道住宅	耐震診断費用の相当額又は15万円のいずれか少ない額
分譲マンション等	耐震診断費用の2/3、戸数に2万円を乗じた額又は100万円のうち最も少ない額
緊急輸送道路等の沿道住宅	耐震診断費用の相当額、戸数に3万円を乗じた額又は150万円のうち最も少ない額

耐震改修の助成

- 上記の耐震診断助成を受けた建築物又は同様の条件での診断をした建築物
- 対象者は、住宅の所有者又は管理を行う団体(管理組合)
- 建築士事務所が耐震補強設計をし、建設業者が施工すること。

建築物の用途・条件	助成金の額 (簡易耐震改修は、☆マークと同額)
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震改修費用の1/5又は20万円のいずれか少ない額 ☆
緊急輸送道路等の沿道住宅	耐震改修費用の3/10又は30万円のいずれか少ない額
避難行動要支援者の方が居住者に含まれる場合	耐震改修費用の9/10又は40万円のいずれか少ない額 ☆
緊急輸送道路等の沿道住宅	耐震改修費用の9/10又は60万円のいずれか少ない額
分譲マンション等	耐震改修費用の1/5、戸数に30万円を乗じた額又は2,000万円のうち最も少ない額
緊急輸送道路等の沿道住宅	耐震改修費用の3/10、戸数に45万円を乗じた額又は3,000万円のうち最も少ない額
耐震シェルター等の設置 戸建住宅(併用住宅を含む)で、避難行動要支援者の方が居住の場合のみ	設置工事の費用の9/10又は30万円のいずれか少ない額

避難行動要支援者の方とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた方、要介護認定又は要支援認定を受けた方、及び65歳以上の方です。

問い合わせ先 和光市建設部建築課

電話 464-1111 (代表) Fax 464-5577 E-mail e0300@city.wako.lg.jp